「あなたの『農地』明日につなげます」　平成28年5月30日（月）【第22号】

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）　*随時発行*

◆第２２号内容

１　市町村等担当者会議について
２　農地中間管理機構地域駐在員の配置について
３　農地中間管理事業審査会（５月）について
４　業務委託契約の状況について
５　平成２８年度税制改正に伴う農地保有に係る課税の強化と軽減について

１　平成２８年度第１回　農地中間管理事業、農業委員会制度、人・農地プラン等に関する市町村等担当者会議について

県と機構は、4月27日（水）に農地中間管理事業、農業委員会制度、人・農地プラン等に携わる市町村及び農業委員会、ＪＡ、県出先機関の担当職員約210名の出席のもと、担当者会議を開催しました。

会議では、県から①農業委員会制度、②人・農地プラン、③農地中間管理事業取組方針、及び④宮崎県における機構集積協力金の交付基準等について、機構からは⑤事務手続きの変更、⑥業務委託等について説明が行われました。

特に機構集積協力金については、市町村毎に新規集積面積を積み上げて財源を確保し、新規集積の農地に優先配分して予算の残枠内で面積に応じた配分も可能となっており、手続フロー等を用いて説明が行われました。

また、機構からも、昨年度、各市町村等から要望のあった資料作成の簡素化等について、改善内容等の説明をさせていただきました。今後も手続きの簡素化などの事務改善を行い効率的な業務執行体制を目指して参ります。

担当者会議の様子

２　農地中間管理機構地域駐在員の配置について

農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、平成27年4月1日より、県出先事務所に農地中間管理機構地域駐在員7名をそれぞれ配置（中部地区は公社に配置）し、事業推進における市町村段階でのきめ細かな支援を行っております。また、平成28年4月1日より、児湯地区の駐在員を２名に増員するとともに、これまで機構本部に配置していた中部地区駐在員を中部農林振興局に配置し、更なる強化体制を図ることとしております。

＜地域駐在員の担当業務＞

①農地中間管理事業に関する事業啓発及び事業推進
②各地域における関係機関の連携・調整及び指導
③各地域における農地に関する情報等の収集
（認定農業者・集落営農法人・農業法人・土地改良区等）
④県主催の担当者会議や各市町村の農地中間管理事業推進チーム会議等への出席
⑤各地域での地元説明会等への参加
⑥各地域における権利設定等の業務支援
⑦農用地等の借受希望者のフォローアップ（マッチングに向けたニーズ等の把握）
⑧その他農地中間管理事業の事業推進に関する事項

機構本部にて、機構本部職員と地域駐在員による定例会を毎月開催し、各駐在員の業務報告及び業務研修等を行っております。

また、地域駐在員は、事業推進に必要な業務に関する知識習得に日々努力し、少しでも各地域担当者の支援ができるよう頑張っておりますので、今後とも御指導・御協力をお願いします。

毎月開催の定例会の様子

３　農地中間管理事業審査会（５月）について

５月２０日（金）に農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区８地区での追加の権利設定や新たな権利設定並びに個別案件としてリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方などの農地を対象として審査を行いました。
また、今回は、合意解約による機構からの貸付者変更も2.6haあり、担い手への農地の集約も着実に進んでいます。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区８地区（うち新規地区２地区）
（小林市・えびの市・高千穂町・日之影町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　　３９．３ha
◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（93名）
（綾町・都城市・小林市・えびの市・高原町・西都市・川南町・都農町・延岡市・日之影町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　３１．７ha

５月審査面積　　７１．０ha
平成28年度審査累計面積　１１６．０ha

４　業務委託契約の状況について

農地中間管理事業に関する「相談窓口業務」、「農地の貸付希望者や借受希望者の掘り起し」等について、4月1日付けで県内23市町村、10ＪＡ、4町公社等と業務委託契約を行いました。業務委託契約期間は平成29年3月31日までとなっており、業務委託費を有効に活用して頂き農地中間管理事業が効果的に推進されることを期待しているところです。

５　平成２８年度税制改正に伴う農地保有に係る課税の強化と軽減について

平成２８年度の税制改正により、農地保有に係る課税強化と軽減が行われます。

①遊休農地の課税強化について
農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地について、農地所有者が、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合、課税強化がなされます。
課税強化の手法は、通常の農地の評価額は、売買価格×0.55となっているところ、遊休農地については、0.55を乗じないこととなります（結果的に1.8倍になります）。
これは、平成29年度から実施されますが、具体的には、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われます。
ただし、農地所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けが行われなくても勧告が行われることはありません。また、農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地として判断した場合にも勧告が行われることはありません。

②農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について
所有する全ての農地（ 10a未満の自作地を除く。）を農地中間管理機構に、新たに、まとめて貸付け、その貸付け期間が10年以上である場合、固定資産税が最初の３年間を2分の1に、さらに設定期間が15年以上である場合は、5年間軽減されます。
これは、平成28年度から実施されますが、具体的には、例えば、平成28年4月1日から固定資産税の賦課期日である平成29年1月1日までに機構に貸付けた場合には、平成29年度に納付する固定資産税より適用されます。

＜農地第一課より＞
本年度は、改正農業委員会法及び改正税法の施行、さらに農地中間管理事業においては、機構集積協力金の交付基準の変更など大きな変化を迎えました。
農地を担い手に集積し、効率的かつ収益性の高い経営体を育成するとともに、地域の農地を守るという農地中間管理事業の本来の目的に立ち、集積協力金に依存しない事業推進が求められております。
関係機関と連携を図り、農地集積を加速させる手段として、農地中間管理事業を最大限活用していく必要があります。

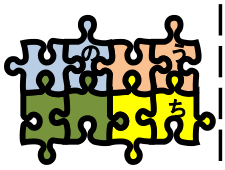

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。
公益社団法人 宮崎県農業振興公社　農地第一課　電話　0985-78-0210
メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp